

宝塚市迷惑電話撃退機器利用申請書

宝 塚 市 長 宛

下記のとおり、迷惑電話撃退機器（付属品を含む。以下「機器等」といいます。）の貸与を申請します。
また、私の住民記録を閲覧することに同意します。

フリガナ			世帯の状況 (要綱第2条関係) 該当するものに ☒
氏 名 (自署又は記名押印)	記名時のみ要押印		☐ 高齢者のみの世帯
住 所	〒 - 宝塚市		☐ 日中高齢者のみとなる世帯
			☐ その他()
生 年 月 日	年 月 日		歳
電 話 番 号	機器等を設置する電話番号	日中連絡のとれる電話番号	
	— —	— —	
該当するものに ☒ ※一つでも 「いいえ」がある 場合は、申請でき ません。	(1) 令和7年3月31日現在、65歳以上です。 ☐はい☐いいえ (2) 本市が実施した機器等における貸与事業・補助事業の利用者又はその世帯に属する者ではありません。 ☐はい☐いいえ (3) 1世帯につき1台を申請します。 ☐はい☐いいえ (4) 機器等は、利用者の自宅に設置します。 ☐はい☐いいえ (5) 機器等の取り付けは、利用者で行います。 ☐はい☐いいえ (6) 機器等を設置することにより発生する費用は、利用者が負担します。 ☐はい☐いいえ (7) 機器等の設置に必要な電源（コンセント）及び器具等を用意できます。 ☐はい☐いいえ (8) 電話機に宝塚市の緊急通報機器を接続していません。 ☐はい☐いいえ ※電話機に他の機器を接続している場合は、本機器等との併用ができない場合があります。 (9) 貸与期間中に機器等が故障したときは、市に報告します。また、修理費が必要な場合は利用者が負担します。 ☐はい☐いいえ (10) 貸与期間中に機器等を第三者に転貸し、又は譲渡しません。また、この事業の目的に反して使用しません。 ☐はい☐いいえ (11) 貸与期間中に住所、氏名又は機器等を設置する電話番号など申請内容に変更が生じたときは、速やかに市に届け出します。 ☐はい☐いいえ (12) 貸与期間中に電話回線の変更等により機器等を使用できなくなった場合、又は使用する必要がなくなったときは、速やかに市に届け出します。 ☐はい☐いいえ (13) 虚偽又は不正の手段により機器等の貸与を受けた等の理由により、貸与の決定を取り消されたときは、速やかに市に機器等を返還します。 ☐はい☐いいえ (14) 本事業に関するアンケート等が実施された場合は、協力します。 ☐はい☐いいえ		

【個人情報のお取り扱いについて】

- ・ご記入いただいた個人情報は、宝塚市迷惑電話撃退機器貸与事業においてのみ利用いたします。
- ・ご記入いただいた個人情報は、宝塚市個人情報保護条例に則り、適切に管理いたします。